

三沢市市民活動サポートセンターについて

金淵 作成

Why

“ どうしてセンターを設置するの ”

設置目的

「市民活動団体やボランティア団体を支援することにより、市民の自主的な公益活動を活発にし、市民と行政との協働のまちづくりの推進を図るため」

「市民と行政との協働のまちづくりの推進を図るため」というのが、分かりにくいし、本当にそうなのか？と思う。

三沢市協働のまちづくり推進指針

(3) 市民活動を推進するための拠点の整備

情報の共有化、団体同士のネットワークづくりなど、市民活動の促進・推進を図るためには、多くの市民が参加することが必要であり、そのためには拠点となる場の整備が必要となります。

(仮称) 市民活動サポートセンター設置の検討

市民活動を促進する環境づくりとして、活動する団体を育成し、更に発展させるための拠点施設を整備する必要があります。そこで、情報発信、情報交換、または市民や市民活動団体の交流・連携の場として、センターの設置を検討します。

総合窓口設置の検討

市民活動について情報提供や、協働に関する相談窓口の設置を検討します。

「市民活動を行う市民や団体を育成し、市民の自主的・自発的なまちづくり活動やボランティア活動などを促進するため」その環境づくりの一つとして、情報共有(提供・発信・交換)や市民・活動団体同士の交流・連携の拠点として、センターを設置する。　ということではないでしょうか。

Where**“センターはどこに設置するの？”****場所**

三沢市松園町2丁目1-62（現ふれあいの館）

確認事項

現ふれあいの館は廃館という考え方でよいか。それとも会議室はふれあいの館（の考え方）が残るのか。

Who**“主語”は何？ “誰が何をするの？”****1) 「誰が」利用するの？****利用対象**

三沢市に在住する人
三沢市に在勤する人
三沢市に在学する人
三沢市で活動する団体

確認事項

「人」・・・0歳から高齢者まで

在学とは小学生以上という意味でいいか。

「団体」・・・NPO法人、任意の市民活動団体、ボランティア団体、町内会で市民活動を行う、行おうとする者

これまで「ふれあいの館」を利用していた趣味の団体等はこれに該当するか。会議室の利用者はこれに限らないとするのか。

「営利活動団体、政治活動団体、宗教活動団体は除く」

ただし、営利活動団体（企業）が社会的責任（CSR=Corporate Social Responsibility）活動をする場合は利用可能。

2) 「誰が」管理するの？**管理**

建物は三沢市が所有、管理

光熱水費などの管理経費も三沢市が負担

3) 「誰が」運営するの？**運営**

当面（2年程度）は、三沢市（広報広聴課）が運営する。

非常勤職員2名、パート職員1名を雇用する予定（3名の交代勤務）。

確認事項

（およそ）2年後の体制については、運営協議会を設置し、協議する。

運営協議会には、登録団体や懇話会のメンバーが参加する。

懇話会としての理想：2年後は、市民（団体）による運営

What “誰が何をするの？”

1) センターは何をやる場所？ 機能

市民活動に関する情報提供

(市民)活動団体同士の交流・情報交換の場づくり

(市民)活動を円滑に行うための機器・設備の提供

その他、センターの目的を達成するために必要な事項

確認事項

相談窓口は設けるか

追加項目：市民活動に関する相談窓口

2) センターは何を提供する？ 施設

情報スペース

・各団体の情報 掲示板・メールボックス

・補助金情報等の提供

交流スペース (相談をここに含めるかどうか)

・簡易ミーティングスペース(交流スペース)の提供

・相談員の配置 職員がただの受付員であれば、あまり意味なし

会議・作業スペース

・パソコン(インターネット利用可)の提供

・チラシ・会報等作成のための各種機器(コピー機、印刷機、紙折機、
裁断機等)の提供

・会議室(2階)の貸出

確認事項

メールボックスはどのように利用する？ 誰と誰のやりとりのもの？

会議室の貸出方法とその他の設備の貸出方法を再度確認

When “センタはいつ開館するの？”

1) いつ開館するの？

3月の初旬、人が集まると思われる土・日がベスト 3日、4日？

2) 利用時間は？

月曜日から土曜日までの9時から21時

祝日 9時から17時

ただし、会議室は、日曜日・祝日の9時から17時も利用可

休館日は、12月29日から1月3日

確認事項

祝日 9時から17時 必要?日曜日との違いがよくわからない
会議室が使える日曜日は休館日とは言えないのでは。

How “どんな風に利用・運営するの?”

1) どんな風に利用するの?

情報スペースは自由 メールボックスの貸出は登録必要
作業スペースは登録制
会議スペースは受付制、利用申請が必要
相談は自由

将来的には、作業スペース登録団体と定期的に会議室を利用する団体に運営協議会に参加してもらう。

確認事項

作業スペースの利用は、団体に限るか。「団体登録」とあり。

2) どんな風に運営するの?

三沢市職員(非常勤2名・パート1名)の3人交代制

職員の仕事:

- ・会議室の利用申請の受付
- ・館内の日常清掃
- ・情報スペースの管理
- ・作業スペースの登録受付、貸出、管理(消耗品の補充等)
- ・電話対応
- ・相談窓口
- ・喫茶コーナー???(お湯・コーヒーなど)

その他確認事項

・登録料をとった方がよいのではないか。

理由：2年後に民間へ移行する場合、経費の問題が出てくる。民間に移行した途端に、センターの利用料金が課金されたりなどすれば、利用者が大幅に減る可能性がある。最初から、「センターは、市民のもの」という気持ちで臨めば、最初から経費負担をお願いした方が理解を得られやすいのでは。

特に会議室の無料貸出の問題。2年後も「ふれあいの館」方式にいくかどうか。会議室の利用と作業設備を分けることを最初から考えているのは、市の都合？もっと協議が必要と思われる。

個人・団体につき、年間6,000円～12,000円（月500円～1,000円）はどうか。

ちなみに、2年後に市が運営に係る経費（例：人件費）を負担するのはどうかと思う。市民や市民活動団体の「自立」を促すべき。

“アンケート（市民からの意見集約）の実施”

どこかの時点で、アンケートは実施した方がよいと思う。

本当であれば、懇話会の意見を集約し、設置条例までにパブリックコメントを実施するか、最低でも最初にアンケートに協力していただいた団体に再度アンケートを実施したりするのがベストであるが、時間的に間に合わないということであれば、設置後に、半年間ぐらいは利用者にセンターの運営について、意見を聞く作業をした方がよいと思われる。